

新型コロナウイルス感染症に係る各種支援制度一覧 令和2年5月1日現在

●該当、▲状況によって該当

支援制度名	対象者	内容	対象区分		支援者				受付窓口・問い合わせ先	支援区分
			個人・世帯	事業主 (個人・法人)	国	県	市	その他		
特別定額給付金	基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている者	【給付額】 1人10万円 【受給権者】 住民基本台帳に記録されている者の属する世帯主 【受付期間】 5月19日から8月18日まで	●		●			●	総務部庶務課 ☎ 224-5095 コールセンター ☎ 217-0019	給付
住居確保給付金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないが同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方	【対象者】 離職・廃業から2年以内または休職等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方 【支給期間】 原則3ヶ月(一定の要件有 最長9ヶ月まで) 【支給額】 支給上限額 単身世帯:36,000円 2人世帯:43,000円 3~5人世帯:47,000円 等 【支給要件】 ①収入要件:世帯収入合計額が、市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12+家賃額(住宅扶助特別基準額が上限)を超えないこと [単身世帯:11.7万円、2人世帯:16.6万円、3人世帯20.4万円 等] ②資産要件:世帯の預貯金の合計額が、以下を超えないこと(但し100万円を超えない額) [単身世帯:48.6万円、2人世帯:73.8万円、3人世帯94.2万円、4人世帯以上100万円] ③求職活動等要件 誠実かつ熱心に求職活動を行うこと	●		●			●	まいさぼ長野市 ☎ 219-6880	給付
傷病手当金	被用者(給与等の支払いを受けている方)のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方、又は発熱等の症状があり感染が疑われる方	労務に服することができない期間無給や減給となる場合に、規定に基づく手当金を給付します。	●					●	国民健康保険課 (給付担当) ☎ 224-7225	給付
小学校休業等対応支援金	・小学校等の休業に伴い、子供の世話が必要となった委託を受けて仕事をする個人	【助成額】4,100円/日 ※就業できなかった日	●		●				学校等休業助成金相談コールセンター ☎ 0120-60-3999	補助・助成
就学援助制度	国公立の小・中学校に在学している児童又は生徒がいる世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響により著しく収入が減少し、認定基準を満たす世帯	【受けられる援助費】 学用品費・通学用品費、学校給食費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費等 ※学校・学年によって、支給費目、支給額が異なる。	●					●	教育委員会総務課 ☎ 224-8597 在学する学校事務室	給付